

高機能消防指令センター 基本計画

玉野市消防本部

第1章 総則

1 目的

現在の「高機能消防指令センター（以下、「現センター」という。）」は、複雑多様化する近年の災害、年々増加する救急事案に対応するため、通信指令業務を円滑に処理して消防活動の効率化を図り、被害を最小限度にとどめることによって、住民の生命・身体・財産を保護し福祉の増進に資するための設備である。

現センターは、119番通報の受付、消防車・救急車への出動指令、無線通信、車両運用管理、各種消防業務に関する情報処理等を、円滑かつ効率的に処理してきた。しかし、運用開始後8年が経過し、24時間・365日休むことなく稼働しているため、電子機器の劣化は著しく、耐用年数超過、部品の在庫不足等の問題が生じている。また、運用開始から5年経過時にオーバーホールが必須であったがこれを行っていないため、機器の障害が多発している。さらに、多様化する電話通信網、外国人観光客の増加及び聴覚障害者への対応や、今後懸念される南海トラフ巨大地震・津波災害等が予測されることから、大規模災害対策が必要である。

これらの問題を解決するため、「次期高機能消防指令センター（以下、「新センター」という。）」の基本計画を作成する。

第2章 一般事項

1 基本方針

新センターは、前述の課題を克服し、住民の安全・安心に資するため、次の基本方針に従って設計する。

- (1) 消防防災施設整備費補助金交付要綱に定める高機能消防指令センター総合整備事業（Ⅱ型）の基準を満たす設計とすること。
- (2) 消防救急デジタル無線共通仕様書（第1版 平成21年9月）に対応しつつ、消防指令システム等の相互接続に関する研究会の動向・結果を反映し、既存の消防救急デジタル無線と、確実な接続及び連携が図れるよう設計とすること。
- (3) 多様化する通信事業者（MVNO事業者、楽天モバイル、NTT固定系の光IP化移行等）に対応できる設計とすること。
- (4) 外国人・聴覚障害者等からの119番通報に対して適切に対応するため、三者間同時通訳、NET119緊急通報システム（Net119 2.0）に対応できる設計とすること。
- (5) 消防の広域化、消防指令センターの協同運用に伴う機器変更や追加作業を考慮した設計とすること。
- (6) 岡山県庁緊急援助隊調整本部が、ゲートウェイを通じてデジタル無線に接続できる設計とすること。

2 大規模地震対策

- (1) 新センターの各設備は、震災対策のためアンカーボルト等によって強固に固定される構造とし、耐震評価試験報告書をもって証明すること。
- (2) 新センターの電源設備は、大規模災害等により外部電源が遮断された際において、継続的に電力供給を行える構造とすること。
- (3) 大規模災害等により消防庁舎が被災して新センターの機能が停止した場合、管轄内の分署や隣接する消防本部へ119番通報を迂回させる等の機能を有すること。

3 財政負担の軽減

- (1) ペーパーレス化に取り組むこと。
- (2) 既存のデータは、可能な限りこれを活用すること。
- (3) 既設の消防救急デジタル無線設備に、改造等の費用負担が生じず、新センターと連携が取れること。
- (4) 既存の消防救急デジタル無線設備を使用し、指令回線のバックアップが可能であること。
- (5) 新センターは、玉野市の人口や管轄面積等に応じたものとし、過剰な機能を排することによって、新システム構築時の初期費用のみでなく、運用・保守面においても、財政負担の低減を図るものとする。

4 保守・セキュリティ対策

- (1) 玉野市セキュリティーポリシーを遵守すること。
- (2) 24時間・365日対応可能な保守体制を構築すること。
- (3) 第三者による情報の改竄、漏洩等を防止するため、コンピューターウイルス、ハッカーの不法侵入及び攻撃等に関するセキュリティー対策に万全を期すこと。

5 関係法令の遵守

新センターを設計するにあたっては、次の関係法令を遵守するものとする。

- (1) 電気通信事業法及び同法関係法令
- (2) 有線電気通信法及び同法関係法令
- (3) 公衆電気通信法及び同法関係法令
- (4) 電波法及び同法関係法令
- (5) 建築基準法及び同法関係法令
- (6) 消防法及び同法関係法令
- (7) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- (8) 電子情報技術産業協会規格（JEITA）
- (9) 日本電気工業会規格（JEM）
- (10) 日本産業規格（JIS）
- (11) 電池工業会規格（SBA）
- (13) その他関係法令・規格等

6 特許・実用新案権等

新センターを設計するにあたり、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を使用する場合は、設計者がその使用に関する一切の責任を負うものとする。

7 守秘義務

新センターを設計するにあたり、知り得た情報並びに作成又は取得した図書及び資料に関する一切を他人に漏らし又はこれを盗用してはならない。

第3章 新センターの概要

1 新センターの構成条件

- (1) 24時間・365日の連続運転を前提とした、安全性・信頼性が特に高いシステムとすること。
- (2) システムは二重化を原則とし、主装置が故障した場合でも、自動的に副装置に切り替わり、119番通報の受信、部隊編成、出動指令、事案処理など、指令業務を遂行できる設計とすること。
- (3) 現センターから新センターへ移行を行う際、運用の停止時間のない設計とすること。
- (4) 現センターから新センターへ既存データを確実に移行させること。
- (5) 最新の情報通信技術の適用を図ること。

2 新センターの機器構成と数量

消防防災施設整備費補助金交付要綱に定める、高機能消防指令センター総合整備事業（Ⅱ型）の仕様並びに現センターの機器構成・数量を基準とし、詳細は下記「表－1」を参照とする。また、「表－1」に明示がない機器の設置についても、必要と認められるものについては、発注者と受注者が協議の上設置できるものとする。

【表－1】

	機 器 名	備 考
1	指令装置 (1) 指令台 ① 通信操作部 ② 個別操作部 ③ 補助操作部 (2) 自動出動指定装置 ① 自動出動指定装置 ② 自動出動ディスプレイ (3) 地図等検索装置 ① 地図等検索装置 ② 地図用ディスプレイ (4) 支援情報表示装置 ① 支援情報表示装置 ② 支援ディスプレイ (5) 長時間録音装置 (6) 非常用指令設備 (7) 指令制御装置 (8) プリンター (9) カラープリンター (10) カラースキャナー (11) 統合型位置情報通知システム (12) 署所端末装置 (13) 無線指令受付装置 (14) 駆込通報装置 (15) 配線架台	数量・スペックは、別途協議
2	表示盤（液晶ディスプレイ） (1) 多目的情報表示装置 (2) 映像情報処理装置 (3) 事務室用事案情報表示装置 (4) 分署用情報表示装置	

3	指令電送装置 (1) 指令情報送信装置 (2) 指令情報出力装置	
4	気象情報収集装置	
5	災害状況等自動案内装置	
6	順次指令装置	
7	音声合成装置	
8	出動車両運用管理装置 (1) 管理装置 (2) 車両端末 (AVM・I型・III型)	
9	システム監視装置	
10	電源設備 (1) 無停電電源装置 (本部用) (2) 無停電電源装置 (分署用) (3) 直流電源装置 (4) 非常用発動発電機	
11	Eメール一斉指令装置	
12	庁舎防犯カメラシステム	
13	分署防犯カメラシステム	
13	拡張台	
14	消防OAシステム (1) 消防OA管理装置 ※1 (2) 消防OA支援端末装置 ① 支援情報端末 ② 複合機プリンター ③ タブレット型情報端末 ※2 (3) ネットワーク機器 (3) 搭載ソフト ① 警防業務 ② 予防業務 ③ 総務業務	※1 消防OA管理装置は、出動～現着、現発～病着（救急事案のみ）、引揚～帰署までの走行距離を読み取れる機能を有するものとする。 ※2 タブレット型端末については、救急活動記録票及びおかやま医療情報ネットとリンクし、引揚途上等であっても入力可能なものとする。
15	指令放送設備	

16	庁舎内構内交換設備（PBX）N T T光電話対応	
17	指令室・機械室空調設備	
18	N E T 1 1 9 緊急通報システム	総務省消防庁（Net119 2.0）仕様
19	聴覚障害者用F A X 1 1 9 受信装置	
20	付属品及び予備品	